

特定建設作業実施届出要領

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業で、法律や条例に定めるものを特定建設作業といい、規制の対象となります。

これらの作業を実施する場合は、事前に届出が必要ですので、騒音規制法、振動規制法及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく届出を次の要領で行ってください。

1. 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者です。

2. 届出期限

特定建設作業の開始7日前までに届出。

ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態になり次第すみやかに届け出ること。

3. 届出の部数

正・副各1部作成してください。副本については、提出日の受付印を押して返却します。

4. 届出書類

特定建設作業実施届出書

別紙1「特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表」

別紙2「特定建設作業実施における公害対策」

特定建設作業の場所の付近見取図

(資材、残土砂等の置場を使用する場合は、その場所の付近見取図)

特定建設作業の場所の現場図面

(兵庫県条例の届出の際は、現場の平面図及び断面図が必要)

その他参考資料

道路使用、道路占有等の許可をとって行う工事にあつては、その写し

5. 特定建設作業の実施の期間

6ヶ月を限度とし、6ヶ月を超える場合は、期間終了7日前までに、再度同じ要領で届出をしてください。

6. 問い合わせ、届出先

播磨町すこやか環境グループ

〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL 079-435-2721 FAX 079-435-0831

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

播磨町長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
（〒 - ）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名

電話（ ） - 番

特定建設作業を実施するので、

- 騒音規制法第14条第1項（第2項）
- 振動規制法第14条第1項（第2項）
- 兵庫県環境の保全と創造に関する条例第59条第1項（第2項）

の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	
特定建設作業の種類	別紙のとおり
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり
特定建設作業の場所	播磨町
資材・残土砂等の置場の有無	有（場所： ） ・無
特定建設作業の実施の期間	自 平成 年 月 日 延べ 日間 至 平成 年 月 日
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 作業終了 作業日 実労時間
	自 時 至 時 日・祝日を除く 時間
騒音振動の防止の方法	別紙のとおり
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話（ ） -

届出者の現場責任者の氏名 及び連絡場所	電話() -
下請負人が特定建設作業を実施 する場合は、当該下請負人の氏名 又は名称及び住所並びに法人に あつては、その代表者の氏名	電話() -
下請負人が特定建設作業を実施 する場合にあつては、当該下請負 人の現場責任者の氏名及び連絡 場所	電話() -
(備 考)	
当該特定建設作業の全期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
前回の届出日	平成 年 月 日 届出
次回の届出	要 ・ 不要
次回の届出期日	平成 年 月 日
家屋等解体・改修作業工事について 1. アスベストの有無 (無 ・ 非飛散性アスベスト有 ・ 飛散性アスベスト有) 2. 解体建築物の延べ床面積 () m ²	

添付書類

1. 付近見取図 (資材・土砂等置場を使用する場合は、その付近見取図もあわせて添付)
2. 現場図面 (兵庫県条例の届出の際は、現場の平面図及び断面図が必要)

別紙 1 特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表

特定建設作業の種類		特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	特定建設作業工程表															
			月		月		月		月		月		月					
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20				
騒音に係る特定建設作業	騒音規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機を除く) (アースオーガ併用作業を除く)																
		びょう打機を使用する作業																
		さく岩機を使用する作業(手持式ブレーカー等) 1																
		空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く) 2																
		コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業 (モルタル用を除く) 3																
		バックホウ(定格出力 80kw 以上)を使用する作業 80kw 未満、低騒音型は に該当																
		トラクターショベル(定格出力 70kw 以上)を使用する作業 70kw 未満、低騒音型は に該当																
	ブルドーザー(定格出力 40kw 以上)を使用する作業 40kw 未満、低騒音型は に該当																	
	県条例	くい打機をアースオーガと併用する作業																
		掘削機を使用する作業(に該当しないバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等の掘削機)																
コンクリート造、鉄骨造、レンガ造の建物解体作業又は動力、鉄球を使用して行う破壊作業																		
振動に係る作業	振動規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機及び圧入式くい打機、油圧式くい抜機を除く)																
		鋼球を使用して建築物、その他の工作物を破壊する作業																
		舗装版破碎機を使用する作業 1																
		ブレーカーを使用する作業(ショベルカーに取付けた大型ブレーカー等。手持式を除く。)																

- 1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 2 電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。
- 3 コンクリートプラントは混練容量が0.45m³以上のものに限る。アスファルトプラントは混練重量が200kg以上のものに限る。

